

議 会 運 営 委 員 会

日 時：平成19年6月29日（金）

相模原市議会

議 会 運 営 委 員 会 会 議 録		
平成１９年６月２９日		開 会
		午前９時１９分
		閉 会
		午後３時０３分
出席者	委 員	加 藤 明 徳 東 條 恵美子 △米 山 定 克 阿 部 善 博 中 村 昌 治 江 成 直 士 小 池 義 和 大 沢 洋 子 久保田 隼 夫 ○岸 浪 孝 志 藤 井 克 彦
	議 員	議長 稲 垣 稔 副議長 大 上 和 夫 議員 池 谷 健 オブザーバー 八 木 大二郎
欠席者	な し	
説 明 の た め の 出 席 者	な し	
事務局 職 員	今田議会事務局長 佐藤議事調査課長 河本同課議事班担当課長 佐藤同課同班主幹 今村同課同班主幹 小宮同課同班副主幹 中村同課調査班担当課長 田中庶務課長	

協議事項	9月定例会の招集予定について その他 (1) 採決方法について (2) 9月定例会一般質問者数について (3) 議事運営に関する主な慣例について
傍聴者	あり
署名	委員長 岸 浪 孝 志

午前9時19分 開会

○岸浪委員長 ただいまから議会運営委員会を開会する。

出席委員は10名で定足数に達している。

本日、大沢洋子委員より遅刻の旨通告があるので報告する。

なお、会議規則第104条第1項の規定により、委員外議員として池谷健議員の出席を求めているので、これを申し添える。

お諮りする。本日の委員会傍聴を許可することに異議ないか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 異議ないので、これを許可する。

実は、前回の議会運営委員会の中で、自衛隊の情報保全のいろいろな活動にかかわる意見書の提出ということで、共産党と市民連合から提案された。これまでいろいろ議論した以降、いろいろな動きがあって、その調整結果について、ここで確認して、その後、きょうの本会議の日程の中に組み入れることも視野に入れながら話をしたいという申し入れがあったので、急遽、議運を開催した。

それでは、新政クラブ、お願いします。

○阿部委員 急遽、集まってもらう形になって済まなかった。自衛隊情報保全隊の活動に対する意見書ということで、共産党、市民連合から出されたものに対して、前回、こちらでは一緒に意見書を上げることはできないということ話をしたが、代表者とか、さまざまな形で申し入れを受け、こちらとしても、内容の重大さとか重みとかを承知していないわけではないので、会派で話し合いを行い、一緒に意見書を出したい。

しかし、内容に関しては、こちらから、案文等、意を酌んで提出したい。ただ、意見書等の準備が整っていないので、日程等、配慮してもらいたいということで、この場の協議に上げさせてもらいたい。

○岸浪委員長 今、新政クラブから提案があったが、これについて質疑等があったら伺います。

それでは、あわせて、きょうのスケジュールについて、後ほど議長から話があると思うが、当初予定していた監査報告10件、日程24で終わったら、建設委員会の審査報告、あるいは環境経済委員会に出されている意見書の審議に入るための休憩がとられる予定になっている。この時間帯を

利用して、この意見書について、議運としてどう取りまとめていくかという議論をしたい。きょうは、こういう日程配置にしてもらえればと思っているので、これもあわせて意見等があったらお願いしたい。

共産党。

○藤井委員 共同で出すことについては歓迎したい。案文の検討ということであれば、会派での協議もあるので、この休憩時間にいきなり出る形ではなくて、事前にもらって、この休憩時間に臨むことができるのか。

○岸浪委員長 事前に2会派が出しているから、とにかく9時30分にはベルが鳴るので、それ以前に出してもらうことについては問題ないと思っているが、新政クラブ、対応できるか。

○阿部委員 できるだけ早く、何らかの形で渡せるようにしたいと思う。

○東條委員 よろしく願います。

○江成委員 私どもとしても、全会一致ということになれば大変結構なことだと思うので、よろしくお願いしたい。

○岸浪委員長 では、時間もないので、きょうの進め方について、どうか。――

確認してもらった。

事務局。

○佐藤議事調査課主幹 採決区分表について、通常は、この段階で配付できていたが、この意見書の関係があったので、とどめていた。今、意見書が2件出る形でつくっているのが、配付が途中までになっているので、この議運が終わったら、急いで皆様の手元に行くようにする。

○岸浪委員長 休憩する。

午前 9時25分 休憩

午前11時41分 開議

○岸浪委員長 再開する。

議運に出されている意見書は今のところ2つで、先ほどの話の中で、事前にできるだけ早く各会派に新政クラブが検討している内容を示してほしいという話があって、先ほど新政クラブから皆さんに示した。

事前に２会派から出されている意見書については、考え方なり趣旨について話をしてもらったので、今回、新政クラブから出されている内容についての趣旨、考え方について、補足説明があれば示してもらいたい。

○阿部委員 新政クラブから全面的に書き直しということではなくて、先に出されていた２会派からの意向も十分検討して、このような案文にした。

○岸浪委員長 いかがか。お互いに出されていた文についての質問とか意見等があれば出してもらいたい。

共産党。

○藤井委員 私たちも細部にはこだわるつもりはないが、ただ、それにしても、言葉上の問題で、今の新政クラブの提案について、多少言葉をいじった方がいいのかなという部分があるのと、大きくは、相模原市議会の議員の街頭宣伝活動が載っていたという点は、やはり相模原市議会として意見書を上げるに当たっては、落とすわけにはいかないことではないかと思った。

○岸浪委員長 ほかに何かあるか。

市民連合。

○江成委員 私どもも、気になったのは、本市議会議員の街頭宣伝活動が対象になっていたということを外してあるのは何か特別なことがあるのかを確認したかったのと、細かいことで恐縮だが、本文の６行目の「それらの原則に違反する行為である。」、多分、これは政治的中立と文民統制の大原則を指しているのだろうが、文章が間に一個入っているから、それらの原則がどういう原則なのかというのはちょっと読みづらいが、それはいいのかなと。この２点だけ確認できれば、これで十分だと思う。

○岸浪委員長 ほかに。

無所属クラブ。

○東條委員 私たちも同じである。やはり、本市議会の街頭活動が対象になって載っていたことは入れたいと思っている。

○岸浪委員長 先ほど共産党から指摘された中での言葉というのは、具体的にどこの部分というのはあるか。

○藤井委員 例えば、本文の５行目から６行目にかけての「これら報

道された情報は自衛隊が国民を監視することになり、」というのが、文章としてももう少し工夫して、例えば、「報道された自衛隊の行為は国民を監視するものであり」とか。

○岸浪委員長 そうすると、今の質疑も含めて、方向性として見れば、3つの案が出されてきたが、基本的には、新政クラブの出した内容をベースに——新政クラブも2会派が出した内容を十分しんしゃくして折り込みながらつくったと先ほど説明があったので、今示した内容を中心にしながらまとめていくという方向性でどうか。よければ、今の意見を付加しながらまとめていきたいと思うが、いいか。——

では、そういう形でまとめたいと思うが、まず、共産党から、1つは5行目のくだり、もう少し詳しくというか、意図するところを明確にという指摘だった。もう一つは、議員の街頭活動が報じられていることについて、ここに記載がないのはなぜかということ。それから、市民連合から出された「原則に違反する」、このくだりは、先ほど共産党から出されたこの2行に関連すると思うので、大きく分けて2つと思うが、まず、相模原市議会議員の街頭活動が指摘された内容が載っていないことについて、何か理由があるか。

新政クラブ。

○阿部委員 その部分には大きくこだわるものではないので、その意図を加味した内容に修正してもらって構わない。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 それだったら、5行目の「監視対象にしたものである。」のあとに、「また、本市議会の議員が街頭宣伝活動を監視されていたことも明らかになった。」ではいかがか。

○岸浪委員長 「また、本市議会の議員が街頭宣伝活動を監視されていたことも明らかになった。」——もう一度。

○藤井委員 言い直しも含めて、一部訂正して。「また、本市議会の議員の街頭宣伝活動も監視されていた。」。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 私どもとしては、「また、本市議会の議員が、その街頭宣伝活動を監視されていたことも明らかになった。」、この文でお願いし

たい。細かい部分だが、「議員も」というと、ちょっと膨らみ過ぎてしまうような気がする。

○岸浪委員長 「また、本市議会の議員が、その街頭宣伝活動を監視されていたことも明らかになった。」。

○藤井委員 結構である。

○岸浪委員長 続いて、「これら報道された情報は」、これはこのまま続きそうだが。

○東條委員 「自衛隊が」というところに、「自衛隊の行為は」というふうに。

○岸浪委員長 「これら報道された自衛隊の行為は」、次の「自衛隊」はとるのだろう。「行為は国民を監視することになり、それらの原則に反する」。

○藤井委員 「監視するものであり」。

○岸浪委員長 「監視するものであり」、「それらの原則」はとってしまっ、「原則に違反する行為」と。

○中村委員 まとめてもらいたい。

○岸浪委員長 「ものである。」で切って、とる。

○江成委員 いいと思う。

○藤井委員 「それらの原則」は入れておいた方が。

○岸浪委員長 いいか。

○藤井委員 ないよりはあった方が。

○岸浪委員長 それではもう一度、間違うといけないので、「監視対象にしたものである。また、本市議会の議員が、その街頭宣伝活動を監視されていたことも明らかになった。これら報道された自衛隊の行為は国民を監視するものであり、それらの原則に違反する行為である。」ということでもいいか。――

あと、整理したものを事前に配って、もう一度確認してもらうという形にしたいと思う。

休憩する。

午前 11 時 59 分 休憩

午後 1 時 0 0 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

意見書案を配ったが、事務局から読み上げてもらった方がいいか、省略していいか。（「省略」と呼ぶ者あり）では、文の読み上げは省略する。これで確認ということでもいいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 ということで、早速、次の手続に入る。

休憩する。

午後 1 時 0 1 分 休憩

午後 1 時 0 5 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

署名をもらった。では、このことについて、よろしくお願ひしたい。

休憩する。

午後 1 時 0 7 分 休憩

午後 2 時 1 1 分 開議

○岸浪委員長 再開する。

初めに、議長から発言を求められているので願ひする。

○稲垣議長 議会運営委員会の皆様方には、5 月 3 1 日から本日まで 3 0 日間にわたって、6 月定例会の会議について、いろいろな尽力、支援を賜った。おかげさまで、本日、無事に終了することができた。皆様方の協力に感謝を申し上げ、お礼の言葉とする。

○岸浪委員長 これより審査に入る。

—————◇○◇—————

9 月定例会の招集予定について

○岸浪委員長 9 月定例会の仮案について、事務局から説明させる。

事務局長。

○今田議会事務局長 9 月定例会の招集予定について説明する。資料 1 をごらんいただきたい。

仮案だが、9月定例会は、8月23日のスタートで、最終日を9月28日金曜日としたいと考えている。例年、日程がかなり詰まってきているようなところがあるが、日程表をごらんいただいてもわかるように、9月の最終日が28日金曜日ということで、30日まであればもう少し楽な日程が組めるかと思ったが、曜日の関係で、こうなっている。23日が本会議でスタートして、第2日目が9月4日の予定である。この間、土日を除いて日程が7日間あいている。ちなみに、通常だと8日間もっていたものを7日間に縮めている。3日目が5日、4日目が6日、5日目が7日、6日目が10日になる。例年だと、ここで1日あいて委員会に入っていくが、前段言ったような理由で、日を置かずに委員会をスタートしたいと考えている。例年、敬老会、防災訓練等々があって、どうしても9月定例会は日程がタイトになる。それから、11日の総務委員会に始まり、12日が環境経済委員会、13日が民生委員会、18日が建設委員会、19日が文教委員会、最終日が9月28日金曜日で、この日に議会運営委員会も開催したいと考えている。

○岸浪委員長 ただいまの説明に対して、質疑、発言があったら願います。

共産党。

○藤井委員 本会議の初日から2日目までの間が1日削られているという話もあって、こういう形で本会議と委員会との間がなくなることについて、決してこれはいいとは思えなくて、こういうのをどうしたらいいのかということで、特に9月は敬老会や防災訓練がある中で、なかなか調整がきかないのはいつものことだが、そうであるなら、例えば本会議を8日とか9日にやってしまうとか、平日が敬老会だけの防災訓練で使えないわけだから、そういうことも考えてもいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 要は10日と11日、本会議翌日は総務委員会ということで非常にタイトだという意見で、このことも含めて、ほかに意見はあるか。

無所属クラブ。

○東條委員 私も非常にタイトだとは思う。ここで9月はいろいろなものが入っているからタイトだということで検討するというのではなく、

議事運営に関する主な慣例のところで、もう少し意見を言わせてほしいと思うので、そういう意味で、ここで議論をするのではなくて、その他の（３）で、そのところを少し議論したらどうかと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 新たな提案というか、土日開催についての話も先ほどあったが、ただ、このことについては、多分、９月の日程、きょう仮案を出さなければいけない部分があるから、時間とか、検討するいとまがないだろうと思うので、できれば、どうしてもここが必要であれば、本会議の頭を９月３日、そういうふうな案にするとか、何かもう少し具体的に検討する余地がないのか、その辺も含めて意見をもらえればと思う。

新政クラブ。

○中村委員 私どもも、今定例会が始まる前の議運の中で、今回は、日程変更をした、予備日をとったという部分で、本会議と委員会の間に日にちを設けることができなかったが、９月の日程には配慮してもらいたいという発言をしている。委員長から、ある意味、３日にできないのかという提案があったかと思う。私ども会派としても、３日に本会議の２日目を繰り上げて、１０日に１日、委員会の準備をする日にちをもらえたらありがたいと思う。

○岸浪委員長 ほかにないか。

では、今の案で、第２日目を３日にした場合に、どういう問題が出てくるのか。

事務局長。

○今田議会議務局長 ４日の第２日目を３日にするという提案で、その場合は、１日目から２日目の間が１日短くなるということがあって、本来だと、この案よりももう１日余分にとっていた日程を、理事者側でも１日詰めようといった配慮の中でこの日程が組まれたが、これ以上縮めることが現実論として可能なかという問題があるので、これは理事者側と話し合わなければいけないが、一つの可能性としては、例えば２３日初日ではなくて、２２日初日ということも検討材料としなければいけないかと考えている。

○岸浪委員長 という回答だったが、どうか。

無所属クラブ。

○東條委員 9月の日程は、私は、いろいろあるが、この仮案で仕方がないと思う。もっと根本的なところを含めて、検討していく必要があるのではないかと先ほど提案したが、9月についてはこれでいいか。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 確認だが、今、委員長から、本会議2日目を3日に持ってきて、本会議と委員会の間を1日という話、そうすると、本会議の初日をずらさなくては行けないが、逆に委員会を1日ずつずらすと、委員会報告との関係での日程とか、その辺の影響はどうなのか。

○岸浪委員長 事務局長。

○今田議会事務局長 これは一般質問を頭の方に持ってきたときに、委員会が終わってから最終日までの日程をどう組もうかということで、これまでたびたび議論が交わされた結果、言い方に語弊があったら済まないが、事務局側とすると、かなりぎりぎりのところまで譲歩した結果、この日程におさまったというふうに理解しているので、これ以上縮めることは、かなり厳しいのではないかと考えている。

○東條委員 これでいこう。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 わかった。先ほど東條委員からも、今回については非常に難しいのではないかと、この仮案でいくしかないのではないかとということがあった。私もそのとおりかなと感じてはいるが、ただ、今後について、例えばこれまでも議論の中であった、今回それで努力してもらって、初日から2日目までの間を8日間から7日間ということがあったのだろうが、曜日のめぐり合わせもあって、今回は特に土日が2回あって、余計長く見えるという部分も当然影響としてあるのだろうが、この部分も含めて、今後の初日から2日目の日程のとり方については、これですべてよしという形ではなくて、それぞれがもう少し努力するようなことも引き続いて議論してもらえればと思う。そういう意味では、今9月定例会については、やむを得ない。

○岸浪委員長 各会派から、それぞれ意見が出された。ことしの9月に限っては、最終日金曜日が28日ということもあるし、全体日程の中では、10日と11日の1日設けることについては非常に難しさがあると

いう部分での発言だと受けとめるが、これに関して。

共産党。

○藤井委員 今回については、時間もなく、仕方がないと思うが、今後、これは皆さんの意見を伺ってみたいが、決算特別委員会の問題も議論の途中だが、一般質問を先に持ってきた日程の組み方について、ちょっと不合理を感じているというか、その辺の検討は早過ぎるのか、その辺のことは、皆さんはどう感じているか。もう少しこのままやっていくということなのかもしれないし、直ちにこれは再検討しようという、一般質問と委員会の順番、どちらを先にするかという、非常に不合理が前半にわっとあって、後半は事務局が忙しい。さまざまな問題について、皆さんはどう考えているのか。

○岸浪委員長 1年くぐったから、新たな課題がまた提起されるだろうと私は思っている。このことについては、また皆さんから、この議運の中で、再度よりよい方向を求めながら議論していこうというふうになれば、それはそれとして議論を深めていくことが必要だろうと思っている。

本日、これからこの議論についてどうするということは、多分、時間的な関係もあって難しいだろうと思うので、提案された内容に的を絞りながら、本会議から総務委員会に移る1日の確保については結論を出していきたいと思うが、共産党、きょうはそういう進め方でいいか。――

ありがとうございます。

先ほど、事務局からは、それぞれここに1日設けるのは非常に難しい状況だという話である。既に公明党と無所属クラブは、課題があることは認めつつも、この仮案でやむなしという意見だったが、どうか。

市民連合。

○江成委員 市民連合も、これで結構である。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 一応ここまで来ているので、皆さんの意向の方向でまとめたいと思っているが、例えば、決算特別委員会を設置した場合には1日2委員会開催となっているので、その辺を含めた上で、ひとつ委員会を同時開催することなど、あらゆる部分を想定して、日程調整を考えていってほしい、これだけは申し添えておく。

○岸浪委員長 全体として、本会議が終わった後、常任委員会に移るときの日程のあり方について、また機会があれば、その都度、議論を深めていきたいと思う。

—————◇○◇—————

その他

○岸浪委員長 その他を議題とする。

採決方法についてだが、前回の議運で民主クラブから、挙手による採決を認めてほしいというお願いがあった。前回議論をしているが、各会派持ち帰りとなっている。検討結果について報告を求める。

新政クラブ。

○久保田（隼）委員 よく検討したが、挙手の方法でもいいのではないかということである。

○岸浪委員長 公明党。

○加藤委員 私どもも、挙手でもやむを得ないと考えている。基本的には、いいと思う。

○岸浪委員長 無所属クラブ。

○東條委員 きょう、斜め前を見ていたが、非常に大変だと思った。やはり、今後、私たちがそういうことを配慮していかなければいけないということはそのとおりだと思うので、うちの会派は全員賛成である。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 私どもも、特定個人にとどまらず、事故とか、けがとか、いろいろな事情が起きないとも限らないから、基本的には挙手も認めるということでもいいと思う。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 やはり、いろいろな状況に対応しなければならないと思うし、そういう中で、会議規則が柔軟な運用が許されない表現になっていたというのを改めて知ったということで、これは見直さなければいけないだろうと思うが、それに当たって、たしか近隣市でも車いすの方とかが議員になっている例があったかと思うが、そういう場合に、多分、会議規則というのは全国的な標準の規則に従ってできているのだろうと思うが、近

隣市で規則をどういうふうに使っていたのか、規則の表現とか、運用の仕方とかも参考にしながら考えていきたい。とにかく、見直すことは必要だと思う。

○岸浪委員長 会議規則を見直すということで、統一した見解が出された。会議規則見直しにあっては近隣ということだが、類似都市も含めて、事例があるのだろうと思う。そういう意味では、次回、議会だよりの検討のための議会運営委員会までに、会議規則の文章表現を事務局で研究して報告してもらう形でまとめていきたいと思うが、いいか。――

では、7月20日の議会だよりの検討のときに、文章表現を事務局から出してもらうことにする。いいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 新政クラブ。

○中村委員 今回、議席数が全部で52名いるということで、採決の判断で、起立にしても、挙手にしても、議長が52名を確認する作業が非常に大変だろうと思っている。もちろん今後ということで結構だが、国会等で採用しているボタンを押して採決をするような方向も含めた上で検討していかなければならないとも思うので、車いすの方がいたことをきっかけにということである。

○岸浪委員長 同種のことについて、議会制度検討協議会の中でも、議場の改修に合わせて、そういうような形でということも検討したが、諸般の事情で見送った。それは昨年の話だから、ちょっと時間が近過ぎるかと思うが、またいろいろな角度で、その都度、何かあれば取り上げていく形にしたいと思う。いいか。――

続いて、9月定例会一般質問者数については、資料2のとおりとなっているが、確認をお願いしたい。6月と9月と、9月の場合は持ち時間1人20分で、その人数分となっている。いいか。――（「委員長」と呼ぶ者あり）手が挙がっているが、いいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 では。

○八木議員 一般質問の関係について、改選前、いろいろと議運を通じて、改革の方向性を議論してきたことは当然尊重する。ただ、新人議員

としては、その議論の経過を生で聞いていないからよくわからない部分があるが、やはり一般質問の固有の権利を——本市議会の中でも、前期の中で代表質問を取り入れた。私の場合は無所属だから、当然、会派を組んでいない。会派を組んでいる皆さんは、仮にその会期の中で一般質問がかなわなくても、その会派の代表者の方が代表質問という形で、かわって、その考え方を市政全般にただすことができる。でも、私たちは無所属だから、そういったことをただせる機会がない。本市の場合は、多くの議案が委員会付託主義をとっているが、委員会の中でも、議案に限っての質疑しか認められていない。県会やほかの市議会の場合でも、議案外の所管事務の調査については、かなりの部分、その質疑ができて、むしろ、議案よりも所管事務の常任委員会の中での質疑が活発だとも聞いている。52人という大人数の中で、質問の関係については頭を悩ませるところだとは思いますが、いかんせん、1年間の中でこのような形でやっていくと、私どもは年に2回しか市政についての見解をただすことができないことになってくるわけで、これが市民から付託されている代表の姿として、いかななものかという率直な気持ちがある。そういったことで、一般質問の制限について、現議会運営委員会の中で再考してもらいたいのが1点と、あわせて、それがどうしても本会議の中で人数等の問題でうまくいかないということであれば、範囲は狭くなるが、常任委員会の議案外所管事務調査の中で、その委員会の中の質疑全般を認めてもらいたいことをお願いしておく。

○岸浪委員長 一つは、無所属議員の一般質問のあり方についての再考ということと、それから、各常任委員会に出席して質問する機会を与えてほしいということか。

○八木議員 所管の常任委員会の中で、議案外の所管事務についての質疑を可能にしてもらいたいという趣旨である。

○岸浪委員長 所属している款項目以外の項目についても、無所属が所属している委員会では質問させてほしいということだが、これも非常に新たな提案で、きょう、この時間では多分結論は出ないと思うが、この取り扱いについて、どうするか。皆さんから何か意見があったらお願いします。

無所属クラブ。

○東條委員 ここで議論をして変えようというのは、9月にはちょっ

と難しいのではないかと思うが、実は私も、先ほど共産党が1の9月定例会の招集の予定のときに言っていたことと同じようなことを、(3)の主な慣例のところで話をしようと思っていた。あわせて、今、八木議員が言っていたことについても発言しなければいけないと思っていたので、そこを含めて、ここで結論というわけにはいかないが、議論をすることは大事なことだと思ひ、認識があつて、初めて議論があると思ひるので、そこを含めて、今後の議運の中で議論していくことを提案して、きょうやるということではなくということて了解してもらえればと思ひが、いかがか。

○岸浪委員長 共産党。

○藤井委員 6月議会の一般質問の人数を決めるときに、やはり、もう一人の無所属の小林正明議員からも同じような発言があつて、そのときには、決めたことは後戻りはできないというやりとりが主だったと思ひが、やはり、これまで決めてやってくることはやっていきながら、改選された議員ということて、改めて議論を並行してやっていくことは必要なのではないかと思ひて、私も、今のようない見、それから、前回の小林議員の発言もあつたし、同時並行でこうしたことを議論していく機会をつくろふではないかということて提案したい。

○岸浪委員長 この件について、ほかに。

新政クラブ。

○中村委員 今までも、うちの会派から話をしてるが、今回、6月議会と9月議会を一つセットという言い方が適切かわからないが、通して全員が質問できるというシステムが始まった。その中で、今回の定例会の中でも、いろいろな部分、皆さん、意見が出てくるのは当然で、そのテーブルに私たちも乗ろうという部分には賛成する。ただ、始まったばかりで、最低でも9月定例会が終わるのを確認して、とりあえず議員一人一人が質問したという段階で考えていくべきかと思ひ。

○岸浪委員長 ほかにいいか。――

それでは、先ほど八木議員から話があつた2点については、時期はまた別にしても、時期が来たら議論していくという形でいいか。――

では、そのように取り計らつていききたいと思ひ。

(3) 議事運営に関する主な慣例についてを議題とする。事務局から説

明させる。

議事調査課長。

○佐藤議事調査課長 (3) 議事運営に関する主な慣例についてだが、資料3をごらんいただきたい。こちらは一般質問についてと上着着用の省略についての2件である。

1つ目の一般質問についてだが、そこに記載されている表現の中でアンダーラインが引かれている部分は、今期の議運の中で皆さんに議論してもらった部分を文章表現しているので確認してもらいたい。

読み上げると、まず、質問時間は1人20分ということで確認されているが、質問者数掛ける20分が会派の持ち時間である。それから、質問者がやむを得ない事由により質問できなくなった場合は、その質問時間は会派の持ち時間とする。

5の質問者数だが、定例会前の議運において——これは実質的には定例会に関する議案等の説明をする議運だが——各会派及び無所属議員からの申告により、質問者数を確定する。この場合、6月、9月及び12月、3月の2定例会を単位として決定する。なお、申告された人数について、議事運営に支障が生じることがある場合は、議運の中で質問者数の調整をする。もう一つ、2定例会において、同一人が質問することは差し支えないこととする。

もう1件は上着着用の省略だが、「6月定例会から9月定例会までの間の議会主催の会議では、省エネルギーの見地から、ノーネクタイを基本とし上着の着用を省略する。」という表現にしたらいかがかと思っている。ただし書きがあって、現在は、このただし書きが生きている。要は、上着の省略については、6月定例会の開会時に、議長から上着を省略する旨の許可発言をもらった後でないとできないとなっているが、今後は、6月と9月定例会については、この慣例によって、議長の発言がない中でできるような方法をとったらいかがかと考えている。なお書きで、「市議会議員としての品位を保つ服装とする。」ということで、この辺は良識の中で判断してもらいたいと考えている。

○岸浪委員長 上着着用の方からいきたいと思う。表現的には「ノーネクタイを基本とし上着の着用を省略する。」ということで、議長からの

発言は、その都度、6月、9月は発言しなくてもいいということになる。
クールビズの仕様ワイシャツが大分流行してきているので、この程度にとどめておけばいいのではないかなと思うが、いいか。

市民連合。

○江成委員 着用を省略するとなっているが、寒がりの人もいると思うが、着てもいいのか。

○岸浪委員長 それは判断に任せる。

○藤井委員 そうしたら、表現をちょっと、「省略する」というのは命令形で、「することができる」とか。

○東條委員 できる規定の方がいいかもしれない。

○岸浪委員長 「省略することができる」、いいか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○岸浪委員長 新政クラブ。

○阿部委員 1点確認で、バッジの扱いだが、前回、中村委員から、議場に入るときには、見えるようにちゃんとバッジを着用するという話があったが、初めからノーネクタイで入るということは、バッジの扱いはどうなるのかというところが当然会派の中からも疑問点が出ているが、その辺、確認しておかなくてはいけないと思うが、いかがか。

○岸浪委員長 前回の話の中で決まらなかったが、ノーネクタイで議場に入って行って、どこかにバッジをつけて、会議あるいは議場の中に入る。通路を歩くのはいい。その後については、上着をとって、そのときにネクタイをしめるかしめないかは、多分、しめなくてもいいと思うが、ネクタイをしめないでスーツを着て議場に入るというスタイルになるのではないかなと思う。

○東條委員 最初からそれでいいのか。

○岸浪委員長 それは確認して、できる規定だから、そういう形にした方がいいと思う。

○東條委員 朝入るときは、上着を着ていった方がいいということか。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 たしか、バッジの着用については、議場に入るとき条件という位置づけは規定されていないと思う。身分を明らかにするために

バッジをつけることが要請されていると記憶しているが、傍聴者の方はちゃんと傍聴者の入り口があるし、議場に入るときには理事者側と議員ということがあるわけだから、ノーネクタイ、上着を着用しなくてもいいと決めておいて、バッジだけはどこかにつけろと言われても、率直に言って、通常、私が知っている限り、バッジをつけるような穴があいていない。上着があれば、ここにボタン穴があいているからそこを使えるが、したがって、ノーネクタイ、上着を着ない場合には、バッジもついていなくてもいいのではないかと思う。

○岸浪委員長 一人一人意見を聞くとまとまらないが、とりあえず、会議場には、上着だろうが、ワイシャツだろうが、とにかくバッジをつけて入るというふうに一応確認だけしてもらって、そのときにネクタイをつけて入るか入らないかまではいいと思う。とりあえず、そんな形でスタートして、また9月に意見をもらえればと思う。

○藤井委員 バッジについては何も決めないでいいのではないか。

○岸浪委員長 議場に入るときはバッジをつける、とりあえずそういうふうにして、また9月で反省をしながら、よりいい方向にしたらいかがか。――

ちょっと時間が押してきてしまって申しわけないが、また9月にそういうことを話す機会をつくるので、よろしくお願いします。

一般質問については、6月の本会議に入る前にいろいろ意見をもらったものを慣例等に挿入した内容である。注釈は余り必要ないと思うが、「質問者がやむを得ない事由により質問できない」、このくだりは、議運で確認された以降、予定していた一般質問をする人が何らかの事由でできなくなった場合は、時間だけはその会派の持ち時間として持ち寄るということがこの中に入っている内容なので、そこだけ注釈を加えた。

○藤井委員 今の話だと、これは通告をした後ではなくて、議運で報告した後ということのようだが、だとすると、ここまでする必要があるのかというか、まだ通告していなければ、それこそ次の定例会に回したっていいわけだし、何でここまで無理に決める必要があるのか、ちょっとわからない。通告してしまったらこれは必要だが、議運の場だったら、幾らだってそれは変更できる。

○東條委員 もう一つ、同じような話だが、持ち時間をだれかがやらなかったから、一般質問そのものは本来個人の権利で、それを会派で融通するのは人数だからというのである程度仕方がないと思うが、なくなったら、それはなしという方が、すっきりするのではないか。そのために、3人だった人が2人になったら、20分が30分ずつできる。それはすごく違和感を感じるので、そういう意味で、このところを質問できなくなったときには権利がなくなるというふうにしてしまえば、今の問題も、通告にして、通告後に何らかの事情でだめになっても、それは皆さん20分で考えているわけで、それをわざわざそこに加える必要はないのではないかと思いますので、ここはそういう意味で、逆に言えば、権利は放棄したと、しない方がいいのではないかと思います。

○岸浪委員長 新政クラブ。

○阿部委員 今の話だが、前回の話し合いというか、この経緯の中で、こういうふうにするという合意がとれていたと思うので、今この場で削りましょうという話は、どういうことなのかと理解に苦しむ。

○岸浪委員長 市民連合。

○江成委員 質問者がやむを得ない事由により質問できなくなった場合のとらえ方で、先ほど委員長から、議運で確認した以降というのと、通告以降というのと二つ出てきていると思うが、ここだけはやはり明確にしないと、どうかと思う。議運で確認した以降というのは、一体いつの議運のことなのかとも出てくると思うので、その辺は確認してもらいたい。

○岸浪委員長 今の質問は、先ほど議事調査課長から提案された、議事日程を確認するときの議運ということである。その方が非常に幅があって、少数会派も大会派もよりよい方向になるのではないかという視点で、こういうふうになったと私は思っている。

公明党。

○加藤委員 前の議論のときに、通告の部分だが、私の解釈では、議運で6人とか何人とか決めた段階ではなくて、明確に質問通告した段階でやむを得ない事情がということであれば、それは生かしてという部分というふうに受けとめていたが、今のだと、最初の日に出る質問者数を決定した段階のことか。

○岸浪委員長 決定した段階以降。

○東條委員 6月、9月で、今度、12月、3月というところでもしやるということになれば、そこで1回やると、もう一つが決まってしまうから、それは通告しようがしまいが、全員がやるということであれば、本来、人数は決まってしまう。もし、やらないということがあったとすれば、例えば、通告のときに少なくなるということがあったとしたら、当然の話、その持ち時間になる。そうでないとおかしい。そこが私が言っている確認の話である。通告なのか、それとも、この一覧表なのか。一覧表のときに、もし人数が、例えば新政クラブが9月は9と書いてあるが、9人やるという大前提で全員がやる、通告もそのとおりやるということでないとおかしい話になってしまうと思う。

○岸浪委員長 6月と12月は2定例会も決めるから、そのとき出すのが議運のそのとき初めてだから、そこだけである。9月と3月は片方で決まっているから、全くそのとおりである。

○東條委員 だから、もしそれを決めるとすれば、今度、12月のときどうするかという話をするということなので、今やらなくても、そういう意味では、9月はここで決まっているわけだし、通告はこれですと言っているのだから、これでしないといけない。そこだけ確認する。

○岸浪委員長 表現上は、多分、こういうふうになると思う。それを実際動かそうとするときのやり方の問題だから、そういうふうな形で確認をしたいと思うが、いいか。

○藤井委員 通告後か議運確認後かは今後また確認するということか。

○岸浪委員長 12月のときは、最初の議運に出すときに、また、そこで確認すればいい。

○藤井委員 この解釈を確定するのはそのときだと。

○東條委員 そうでないとおかしい。

○岸浪委員長 解釈の問題だから、とりあえず表現上は多分この表現でいけると思うが、この文章の解釈については、12月にもう一度話をする機会があってもいいと思う。

○阿部委員 会派の持ち時間といているところは、病気とか、不慮の事態とか、不測の事態があったときという話が出ていたと思うので、

同じ意識かと思っている。

○岸浪委員長 基本は、とにかくこの数字できっちりやっていこうという部分。

○阿部委員 通告した人数でやるということだったと思う。何かできなくなった事情があれば、会派内で対応があってもいいという取り決めだったと記憶している。

○岸浪委員長 いいか。――

 では、この表現でまとめるので、よろしく願いしたい。

 そのほか、何か発言があったら願います。

 無所属クラブ、前回一つあったが、調査結果を願います。

○東條委員 指摘された部分だが、メールはやっていなかった。携帯の辞書機能で漢字の変換をしていたということである。持ち込み禁止ということ認識していなかったということなので、今後は持ち込まないということで、申しわけなかった。

○岸浪委員長 今、事実関係を報告してもらった。この件については、この程度にとどめたいと思うが、二度とないようによろしく願いしたいと思う。

 ほかに発言があるか。――

 ないようなので、次回、議会だよりのための議会運営委員会は、7月20日午前9時30分から開会する。

 以上で議会運営委員会を閉会する。

 午後3時03分 閉会